

第5回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和3年12月10日（金）13：00～13：45

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員9名

資 料：第5回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 政治倫理条例の論点に対する意見（各会派意見まとめ）

資料2 今後の事務作業の流れについて

委 員：ただいまから第5回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。初めに、委員が1名、日程の都合により欠席されているのでご了承願う。本日はまず、自由民主党から会派として検討いただいた現行条例の論点に対する意見について説明いただいた後、皆様で委員間討議を願いたい。それでは協議に入る。まず現行の政治倫理条例の論点に対する意見について、資料1により、自由民主党から説明願う。

委 員：資料をご覧いただき、まず前文の から。人権意識を追加という部分については「×」で、前文に書き加える必要は感じないという会派意見だった。続いて前文の、「県民」の前に「主権者たる」を付けるという論点だが、会派の意見としては、「主権者たる」という言葉をあえて付けることによって県民を限定するのではないかと。例えば広い意味で県民と言ったときには、有権者でない方も見える。例えば18歳未満の方であるとか、国籍などに関係なく三重県に住んでいるという一番広い意味で県民ということで、外国人の方を含めることも場合によってはあると思うが、あえてここで「主権者たる」を付けると、そういった有権者でない県民を対象から除くことにならないかという意見だった。続いて、「崇高な倫理意識」という「崇高な」という言葉を付け加えるという話だが、「崇高」という言葉は自らに使う言葉としては少し違和感があるという意見。続いて目的のところの「県民」を「主権者たる県民」にするところは、先ほどの意見と同様。続いて責務の、不正な影響力行使の禁止を付け加えてはどうかという論点。会派としては「」で、絶対に反対というほどではないが、入れるなら文

言の修正は必要。その不正な影響力の行使とは具体的にどういうことか曖昧なままでは良くないということ。この第2条については行動規範を示しているので、何かを禁止する規定というのはこの第2条にはそぐわないのではないかという意見だった。その文言の修正の例としては、「自らの影響の大きさを考慮しなければならない」などの言い方はどうかという例が挙げたが、こういうふうに言い方を変えていくと、既書いてある文言と結局同じになっていくのではないかという意見だった。続いて、辞職後の議員を政治倫理審査会へ招致できるようにするという論点だが、会派意見としては「×」で、辞職した時点で結論が出ているので、政倫審としての出口がうまく見えない、辞職後まで政倫審で糾弾すべきではないと。措置を取るということでは出口がないということ。今後の議会の在り方を検討するための参考人として呼ぶのであれば、政倫審とは別の場所でも良いのではないかという意見だった。続いて説明責任の明確化で、宣誓を求めるといような話になったと思うが、会派の意見は「×」で、当選のときに議員としての自覚はあるべきなので、この条例を周知することは必要だが、宣誓までは求めなくても良いのではないかという意見だった。続いて第3条。に、人権侵害や名誉毀損及び差別的行為を禁止するべきではないかという論点。会派としては「×」で、人権侵害という文言の不明確さがあるので、例えば、現在検討されている差別解消を目指す条例など、他の三重県条例（理念条例も含む）の規定に反するというを基準にしてはどうかという意見。続いてのSNS等の情報発信の論点だが、我々会派の意見としては「×」で、行為レベルの基準の中にSNS等の手段の話が入るのはバランスが悪い、逐条解説で対応すべきだろうという意見だった。続いて、法令とは別に、県の補助を受けている団体の報酬に伴う役職に就くことをこの条例で禁じるという論点だが、我々会派の意見としては「×」で、法令の規定どおりで良い、あえて厳しくする必要はないのではないかということ。続いて第4条、請求の要件だが、簡単に言うと現行どおりで良いだろうと、特に変える必要はないだろうということ。続いて県民による直接請求だが、会派意見は「×」で、実行するためにかかる費用や事務負担を考えると現実的ではないだろうということ。続いて第5条の設置の要件についても、先ほどと同じで現行どおりで良いだろうということ。

と。続いて外部委員、外部有識者の是非に入るが、まず は現行どおりという意見。現行どおりにということは「○」で、これまで審査会が設置された実績がないため、現行の規定を変える必要性が実感しづらいと。審査会を実施した経験を踏まえて、必要であれば議論すれば良いのではないかということ。なので、 の方は「×」で、 の方が「 」となっているのは、6条の弁護者の方と関連するのだが、まず説明しておく、被審査議員が外部委員として有識者を1名推薦できるという規定は例えばどうかという意見。6条の審査会の公開の是非だが、原則公開とし、必要があれば非公開ということに賛成。続いて勧告措置の 、明確に列挙するべきで、どこまで書くかは別途また議論するという意見。続いて の代表者会議の陳謝の整理だが、これは「×」で、この条例で規定するというよりも、代表者会議での謝罪は政治倫理審査会の外にある場合の話だろうということ。次が被審査議員を弁護する者の参画、弁護者の要否だが、これは「○」で、審査会で弁護者が被審査議員と同等の発言権が認められる制度がいるのではないか、またその被審査議員が個人で弁護者を呼ぶ場合、費用負担の問題がある、というような意見があって、ここで少し遡って5条の の外部委員の話と関連するが、こうした問題をクリアするために、例えばこの の、被審査議員が外部委員として有識者1名を推薦できるというのでどうかという意見があったところ。続いて10条のところは、先ほどと同様。最後11条、逐条解説の作成については必要だが、逐条解説の効力、確か事務局からも、裁判になった場合は参考資料程度にしかないという答弁があったと思うが、第三者対抗力があるわけではないことに留意すべきという意見だった。

委員：ただいま自由民主党から説明をいただいたが、それぞれの項の中で質疑等があれば。

委員：審査会の設置、5条 の、被審査議員が外部委員として有識者1名を推薦できるという部分について、外部委員として推薦した場合、公平性が担保できるのかということところは少し引っかかるというか、その辺りの整理が必要ではないかという気がする。それともう1点、政治倫理基準3条のところの 番で、逐条解説で対応すべきということで記入いただき、最後のところで、必要だが逐条解説の効力（第三者対抗力があるわけではない）については留意すべきということで、これは

議員の部分もどういうふうになるのかというところをもう少し明確に整理させていただきたい。

委員：まず逐条解説の方から、私どもも明確にどういうふうに書いた時にどうなるのかというところまでしっかり議論したわけではないので、これから議論する中で、第3条の話を、例えば、逐条解説に書いたときにどれぐらいの効力があるのかということは、是非これから議論させていただきたいとは思っている。続いてもう1点の方の被審査員が推薦することの公平性という話だが、我々が議論した中ではむしろその方が公平なのではないかと。つまり同じ意見一色で染まってしまうというのはやはり民主主義の中では少し危険で、一気に行ってしまいます。たとえ通らなかったとしてもやはり違う意見を持った人に入ってもらって、中で議論する形の方が公平なのではないかと。ただし、推薦できる規定なので、推薦しない場合もあるだろうし、それを必ずしも認めるわけでもないということだとは思っている。

委員：先ほどの委員の質問とも関連するが、今言われるように公平性ということはどう考えるか、5条のところのできる規定だが、審査の場合、例えば様々な審査が行政でも行われているが、例えば指定管理とか、そういったことの評価をするときとか、それを決める時の審査などでは関係者は除外すると。例えば、審査委員の中にその関係者が入っていた場合には、その人はその場を除くとか退くというような形があったり、議会でも本人に直接関わること、本人がもちろん退出するとかということもあるが、物事を決めていくときに、どれだけその関係者かというのは大変微妙ではあるが、そういう部分があるので少し気にはかかる。ただ、そうかと言って審査員として予め、ある人が別な形の直接の関係者であるとかということも難しい話。だから審査に当たる場合には、ある一定の直接の関係者ではないということの、第三者という考え方がやはりここはいるとすれば、そのところをどうしていくかは大事だと思う。一応これは第三者という意味合いで、議論がこれまであったのかなと思うので、言われている一つの意見に固まってしまうということの、ただそれが一つの意見に固まってしまうかどうかはわからない。色々な意見があって当たり前だと思うので。ただ、直接的に被審査議員の関係者ということの関係性、そこら辺のところは、他の部門の審査の形も照らして研究しなければいけないと思

うが如何か。

委員：仰るとおり、直接利害関係のある方はもちろん相応しくないと思う。例えば、少し想定はしにくいですが、何か被害を受けられた方がいたりするような場合も、その被審査議員の逆に被害者の人を推薦するとか、それはかえって嫌がらせみたいな話だと思うので、それはそうではなくて、やはり弁護者の話とリンクするという説明をさせてもらったが、そういう一方的に責められないための形を想定しているので、もちろん本来、除斥と言うのだったか、こういう利害関係のある方がその会議にいないというのは当然のことだと思うので、そのような方はそもそも推薦に相応しくないと思うし、その辺りは実際に規定するのか、その推薦があった段階で、推薦した方がこの委員に相応しいか相応しくないかの議論の中でやるのかということころまでは会派でも議論をしていないが、もちろん仰るとおり、直接の利害関係のない第三者というものを想定して申し上げている。

委員：今の話を聞いてイメージはわかるが、大変その辺りは難しい部分があるので議論を深めなくてはいけないと思う。ただ、言われる糾弾のような形で行われていくことは、やはり問題はあと思うので、それはさせてはいけないし、後段のところ、弁護士という言葉が出てくるが、その辺りとの兼ね合いも以て研究をしていくべきかと思う。

委員：3条の政治倫理基準のところについて、特に 番と 番の部分だが、このプロジェクト会議が立ち上がる大きな契機になったのは、やはり自由民主党県議団の中の議員から起きた人権侵害の事案だったと認識している。そのことを思うと、その時から何が人権侵害かはわからないというような認識の中で、当時の議論も非常に迷走して県民に非常に不信感が伝わってしまったのではないかと感じており、その辺りはこのプロジェクトのスタートの根幹のようなところだと思う。そういう人権侵害に対する姿勢ということを見ても、この中で非常に消極的だと思うが、そういう議論はなかったのか。

委員：仰るとおり、何が人権侵害かわからないというような迷走があったと、私もそれは感じており、だからこそ、今ある、あるいは今検討されている条例というようなことで、漠然とした話ではなく、ある程度きちんと基準をもって議論するべきではないかという話。例えば、性の多様性の条例に照らしたときにどうだったのかとか、そういう話をもう

少し具体的に議論するべきだったのではないかということ。

委員：その時の話を蒸し返すつもりはないが、どの基準に合っていないかという、そういう判断が県民に問われたというよりも、当たり前前に議員として三重県の人権が尊重される、三重県をリードしていく、先導していくというような人権感覚そのものが問われたと思うので、そういう基準に照らし合わせてどうかという話ではないと私は理解をしているが、こういう非常に消極的な内容になったことに非常に寂しい思いがある。

委員：とは言え、「×」と出しているわけではないので、どういう書きぶりにしていくかということは、またこの中で皆さんに是非ご議論をいただきたいと思うので、そのことも併せてお含みをいただきたい。

委員：2点あり、先に外部審査委員を被審査委員が推薦できるということで、この思い自体は誰がその立場になっても当然思うところでもあるのでわかるが、例えば今、現条例でもあるが、有識者の意見を聞くという部分については、当然誰かの立場にとりか何かの考え方に偏って判断、ものを言ってもらいたいということではなく、当然ながら中立、公平性を持った有識者の方に専門的な立場からお話を伺うということだろうと思う。そういう意味では、さらにそれを中立性や公平性をきちんと確保していくという意味であれば、その分野の専門の複数の方に意見を求めていくということで担保していくことであって、相対して言い合いをするような、そういう構図とはこの外部有識者の考え方自体が違うのかなというのは個人的に思うところ。それからもう一つ、人権侵害のところで、これは非常に重要な考え方になるが、差別解消の条例に関して、素案の段階だが差別の定義は今回条例の中に置かせていただいている。ただ、人権侵害については既に国際法や憲法や法律で確立した考え方であるということで、細かな定義は置かないという考え方になっている。非常に幅広いので、人権侵害は、自由権だとか社会権だとか様々な分野にわたって人権はあるので、人権侵害、人権侵犯行為の定義っていうのは、逆にそれぞれ判例も含めて定着してきている考え方があるので、条例の中であえてそれをうたうという形は取らないというスタンスに今はなっているので、参考までに申し上げておきたい。

委員：被審査議員からの推薦の話をいただいて、その有識者の意見というのはそもそも中立、公平の中で専門的に聞くものだとして仰って、もちろんそうだと思うが、仮にそこまではっきりさせようとする参考人招致というよりは公聴会みたいに、必ず両方の意見を聞くというような、例えばそういうことがあるのかなとか、あるいは中で言い合うのは違うのではないのかと、中に違う意見の委員がいて、それは議論があっていいところだということは確か会派の中でもあって、そもそもこの政倫審の趣旨というのは議会内部で決めるという趣旨が強いので、だとするならば、そもそも外部委員、参考人として聞いてもらうのは良いが、外部委員に有識者をそもそも登用するということがどうなのだ、参加してもらうということがどうなのだという議論は少々あったので、そこは「 」というところもあって、仰るとおり異論はまだあってもいい、異論がある範囲だろうと考えている。続いて条例の中で差別の定義は置く方向だが、人権の定義は置かない方向という話。これは会派の中できちんと固まったものではないが、議論の中であったことを一つ参考までに申し上げておくと、例えば、今回の新型コロナワクチンで、アメリカでは打っていない方を解雇している。これは日本でやったら人権侵害の話が出てくると思うが、やはり国や地域や時代なんかで人権感覚というものが必ずしも同じではないのではないかといいところがあって、人権感覚というのはもちろん大事だが、ただやはりどうしても幅のあるもので、本当に大丈夫なのかというところは少し話の中で出ていた。

委員：中で相対して議論するのは当然の話なので、審査委員同士が、いわゆる外部の有識者の話を聞く時にその2人がお互いに言い合うということは想定していないというか、少しイメージと違うということを上げたということ。

委員：またここから議論いただくが、例えばその第5条の審査会の辺りで、誰が責任を持って措置を決めていくのか。そこに皆さんどんなイメージを持っていらっしゃるかなと思うが、恐らくこの現行条例の考え方は、この審査会が決定をしていくということだと思う。その考え方をまず確認をさせていただきたい。そして、第5条の外部委員、有識者をどうするかというところは意見が分かれている。今は置くことができる、聞くことができると「できる規定」になっている。それを是非、

いつも聞くようにしたいという意見もあれば、「できる規定」のままが良いという意見もある。その辺りを整理していただいた方が良いと思っている。外部委員を、例えば「できる規定」であっても置く場合に、誰が選出をするのかということも明らかにしておかなければいけない。審査会が責任を持って選出をするのか。その辺りもしっかりと確認をしなければ、実際使えるものにはならないと思うので、議論の中でそれぞれイメージを持ちながら意見もいただきたいと思う。それでは、自由民主党からの説明についての質疑を色々いただいた。これから合意形成が難しい、これは合意ができるということを少し確認させていただきたいと思うので、前文のところからざっと留めさせていただきたい。前文のところでは全体を見ると、「△」「○」「×」と、全てであるということなので、なかなか全部を加えましょうということにはならないと思うが、特に前文のところでは付け足したりする意見があれば。

全 員：意見なし。

委 員：では目的のところ。「主権者たる」というのが、前文のところの自由民主党からの意見の中に、ここには疑義を感じるというのが挙げていただいているので、それに沿って目的も考えていくべきと思っている。ここですぐ結論をとということではないが、そういう整理をさせていただく。2条の責務、規定の追加について。先ほど自由民主党の方から、こういう書きぶりならどうかという意見もいただいた。ただそれなら、あまり書き加える必要もないのではないかと意見もいただいたところ。「良」としているところ、「 」としているところがあり、これは絶対に駄目だという意見はどの会派からも出ていないように見受けられるが、そういう整理で良いか。もし入れるのであれば、書きぶりや他の条文との整理の中で重ならないように書き加えることもあり得るというような状況。 の、辞職後の議員を政治倫理審査会へ招致できる。これは、「○」のところと「×」のところ、「 」をつけていただいているところでは考え方が分かれるところ。「 」のところについても、「できる規定」が良いのではないかというような書きぶりもある。この辺りでもう少し説明をしたい、主張をしたいということがあれば出していただきたい。

全 員：意見なし。

委 員：なかなか一致はしないと見受けられる。説明責任の明確化について。宣誓

をすればどうかというようなことを含め、それぞれ絶対に駄目だという意見が出ているわけではない。なので、どうしていくかというのはまたこの中で結論を得たいと思っている。第3条、政治倫理規準。先ほども色々な意見を出していただいた。 の人権侵害、名誉棄損及び差別的行為、こういうことを書きぶりは別として、きちんと基準の中に考え方として入れるべきではないかということについては、皆さん異論はないと理解をするが、その理解でよろしいか。書きぶりは別として、やはり倫理規準の中に、こういう人権侵害等の考え方はいるのではないかと、そのことについては一致するということが良いか。では確認をさせていただく。そして、SNSと書き込むかどうか、これも書きぶりの問題、考え方の問題もあろうかと思うが、この辺りについてはまだまだ整理が必要で、議論が必要だと思う。先ほどいくつか意見もいただいたが、この点について、今、他に意見があれば出していただきたい。

全 員：意見なし。

委 員： 、県の補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くこと。ここまで書き込む必要はないという意見がある一方、書き込んでいくのはどうかという意見もある。ここもなかなか一致を見ないと思っているところだが、特に付け足すことがあればお願いしたい。

全 員：意見なし。

委 員：第4条、請求の要件だが、ここもなかなか一致はしないと、公明党は8分の1が適当であると仰っていて、他はそれぞれ の12分の1と書いていただいている。ここは理由を言って話し合うからといって一致をするものではないと考える。次に県民による請求。ここについても、「○」、「×」両方考え方が出ている。特に付け足して、この場で意見があれば出していただきたい。必要だが、そのルールをどうするかというようなことも出されている。審査会の設置について。設置の要件についても議会運営委員会に諮る、全議員定数の判断が必要だという意見で大きく分かれているところ。それぞれ理由について、ここで再度、あるいは付け足してということがあればお願いしたい。そして先ほど議論があった外部委員のこと。まず1番目の論点は、「できる規定」として現行条例どおりとするか、必ず意見を聞くというふうにするかということが大きな論点の一つ。ここについては意見が分かれている。

現行どおりとされているところは「できる規定」で良いということなので、意見が一致はしていない。先ほど、 の外部委員として有識者の任命の辺りでも、様々な考え方がなされている。自由民主党から出された、被審査議員が外部委員として有識者1名を推薦できるということについては、いくつかの意見が出されたところ。先ほど申し上げたが、6条に繋がる措置の判断を審査会が責任を持つという確認をさせていただきたいと同時に、「できる規定」として置いた場合も、誰に話を聞くかということは誰が決めるのかということ、ここも明らかにしたいと思うが、皆さん審査会のメンバーがというような捉えでよろしいか。考えていただく時間が必要であれば、次回までに判断をいただくということにしたいと思うが。

委員：措置を誰がどう最終的に決めるのかということか。

委員：そういうこと。

委員：そうすると、私の理解としては、この6条の論点としてそもそも挙がっていないので、現行どおりだとすると過半数でこの審査会が議決するという、その現行がまずあったうえでこの論点があるということなので、そのとおりなのだろうと思っている。

委員：現条例との兼ね合いで、措置について、第10条は、議長は審査会から審査結果の報告を受けたときは審査会が必要と認める措置を講じることができる規定になっている。ということは、今の条例でいけば、審査会は措置を一応決め、それで如何かという形で議長に委託されて、議長はするもしないも含めて判断をするという流れ。という理解で良いのか。

委員：今の流れはそういう流れだと理解をしているが、事務局、それでよろしいか。

事務局：そのとおり。

委員：審査会でこういう措置をしたらどうかということも踏まえて内容を決めていただいて、それを議長に報告し、議長に判断をいただくというのが今の条例の流れになっている。議長において判断されるのは如何なものかとか、そういうのはないか。こういうのが良いのではないかということは審査会において責任を持って一定の結論を出していただくということをお願いする。審査会の運営については公開とする、これは一致なので、全会一致しているので公開の方向で。ただし、非公

開も理由によりあり得るということで確認をさせていただきたい。勧告、措置の内容については、明確に列挙すべきであると書いていたところが多い。草莽だけ現行どおり、辞職勧告と役職辞任の二つだけだが、その現行どおりでということについて、他に列挙することについての反対はあるか。

委員：強い反対はないが、会派の意見としては、必要最小限の改正にとどめるべきだと思っており、ここの部分をどうしてもということであれば、それは変えることはやぶさかではないと思っている。

委員：そのように確認をさせていただく。中身にどこまで書くか書かないかについては、また今後議論をいただきたい。その次、被審査議員を弁護する者の参画については、そもそも、自らが説明責任を果たすべきではないかという意見もある一方、審査会で弁護士が被審査議員と同等の発言権が認められる制度が必要であるという意見まで幅広にある。ここは全く一致を見ていないものと判断をさせていただくが、また今後議論いただきたい。そして、逐条についてだが、今何もないわけなので、これは何らか具体的に審査会を運営するうえで必要だろうという意見だと思う。ただ、逐条解説の効力について、前回も説明を事務局からしていただいたが、法的に耐えうるかどうかというのは、その時の例えば法的な場面での判断によるということによろしいか。

事務局：今仰ったように、もし裁判になった場合には参考資料として検討材料とされると、そういう程度のもの。

委員：以上、全体のざっとしたまとめを申し上げたが、他に何か特に付け足すようなことはあるか。

全員：意見なし。

委員：自由民主党は今日提案をいただいて、多くの色々な意見をいただき、さらに論点について整理を深めることができたかと思う。今後の進め方について、資料2をご覧いただきたい。当会議の検討結果報告書や条例改正案に反映して、項目を正副座長で整理をして次回の会議で提示させていただきたいと思うが、事務局、この資料2について説明願う。

事務局：まず、今後作成することが必要と見込まれるものを【作成するもの】として書いている。として、政治倫理に関するこの検討プロジェクト会議の検討結果報告書が必要となると思う。それから、として三

つ挙げているが、一つ目は政治倫理条例の条例改正案。二つ目は括弧でくくっているが、条例で書き込みきれない部分について要綱を作る必要があるかどうか。そして三つ目は、先ほど議論もあった逐条解説。この辺りが必要となるのではないかと考えている。そして中段の、このプロジェクト会議としての報告から、条例改正を見据えての、具体的にはこういった行事が必要となるというところを整理している。まず一つ目として、初めに、プロジェクト会議から議会改革推進会議役員会の方に検討結果報告書として報告をする必要がある。2番目に、場合によってはとしているが、役員会で協議をいただき、必要があれば議会改革推進会議総会での報告書の説明が必要となることも想定している。3番目に、議会改革推進会議の会長からこの政治倫理の検討を依頼された代表者会議へ報告することを書いている。4番目、代表者会議において、このプロジェクト会議の報告書の了解をいただくこと。そして、条例改正について、このプロジェクト会議での発議という指示をいただくことを想定している。5番目に、その指示を受けてプロジェクト会議で条例改正案を取りまとめ、全員協議会で報告するという必要があるかと思う。そして6番目、このプロジェクト会議のメンバーによる発議となり、条例改正案を議提議案として代表者会議で報告し、議会運営委員会で審議方法について協議いただくと、こういった流れが条例改正に向けては出てくるかと思う。そして一番下の作業イメージ、想定だが、表形式として一番左の列に縦書きで、上記の申し上げたことが書いてあるが、報告書についてはこの12月から作成を始め、2月中に報告書を取りまとめることを一旦この表の中に想定させていただいている。その下の条例改正案、(要綱) 逐条解説についてのスケジュールは、これからの議論の中で考えていただくことになると考えている。

委員：進め方についての質問等あるか。ここには、報告書改正案と逐条解説が別々に書いてありますが、同時進行する部分があると理解いただきたい。なので、報告書を提出し、理解をいただいて条例改正案を求められた場合は、それほど時間を置かずとも提出ができるような準備は是非整えて参りたいと思っている。もう一度申し上げるが、先ほど色々いただいた意見を元にして、この会議での検討結果報告書、あるいは条例改正案に反映していく項目について正副座長の方で整理をさせてい

ただいて、次の会議において提示させていただきたいと思う。よろしいか。

全 員：異議なし。

委 員：協議いただく事項は本日以上だが、他に何かあるか。なければ以上で第5回プロジェクト会議を終了する。